

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人わがこと（以下、「当法人」という。）の役員報酬および役員に対する実費の弁償等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 当法人が報酬を支払うことができる役員は、定款第13条第1項に定める理事および監事である。

(理事の報酬)

第3条 役員に対しては、理事会の決議で定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 前項の決議について、報酬を受領する理事は、議決に加わることができない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬は、月額分を本人の指定する本人口座へ毎月振り込むものとする。ただし、法令等に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して振り込むものとする。

2 役員がその職務を執行するために要した費用は、請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(報酬の額の決定)

第5条 理事の報酬の額および額の改定については、第3条第1項の決議により定める総額の範囲内で、勤務の状況等に応じて、理事会の決議で定めるものとする。

2 監事の報酬の額および額の改定については、第3条第1項の決議により定められた総額の範囲内において、勤務の状況等に応じて、監事の協議で決定するものとする。

(任期の途中での就任および退任等)

第6条 任期の途中において新たに就任した役員に対し、報酬を支払うことができる役員には、就任した日から報酬を支払うことができる。

2 報酬を支払うことができる役員が任期の途中において退任し、または解任され役員でなくなった場合にはその日までの報酬を支払うものとする。

3 報酬を支払うことができる役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支払うものとする。

4 第1項または第2項の規定により報酬を支払う場合には、その月の総日数から日曜日、土曜日および祝祭日を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算するものとする。

(適用除外)

第7条 当法人の事業の一部を兼務する役員の場合の当該兼務業務については、この規程は適用しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会が決定し、総会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、2025年1月6日から施行する。